

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第27号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(職員の数等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>30人</u>につき 1人</td></tr><tr><td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>20人</u>につき 1人</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき 1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき 1人	(略)		<p>(職員の数等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 満4歳以上の園児</td><td>おおむね<u>25人</u>につき 1人</td></tr><tr><td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>おおむね<u>15人</u>につき 1人</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき 1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき 1人	(略)	
園児の区分	員数																
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき 1人																
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき 1人																
(略)																	
園児の区分	員数																
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき 1人																
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき 1人																
(略)																	
4・5 (略)	4・5 (略)																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第3条第3項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第3条第3項の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。